

社会福祉法人 済聖会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 済聖会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席した場合においての実費費用及び報酬については支払わないものとする。

(役員勤務報酬)

第 4 条 理事監事については勤務報酬について当面无報酬とし、評議員についても定款第 8 条に定めるとおり、費用弁償規程以外は無報酬とする。

(役員及び評議員の費用弁償について)

第 5 条 役員及び評議員が監査の立ち合いや、その他研修会参加等の法人業務を行った場合は、役員弁償規程に定める交通費・宿泊費を支払うことができる。

(兼務役員)

第 5 条 施設及び法人本部の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成 30 年 1 月 20 日より適用する。